

水田最大活用推進緊急対策 (水田フル活用推進交付金)

1 趣旨

平成21年を「いわゆる減反政策」から「水田フル活用」への転換元年と位置づけ、水田フル活用が円滑にスタートできるよう、特別の措置を講じる。

2 事業内容

20年産の生産調整実施者で21年産も生産調整を実施することを約束した農業者に対し、20年産の主食用水稲作付面積に応じて地域協議会を通じて交付金を交付

〔ブロックローテーション等により、地域として生産調整に取り組んでいる場合には、地域協議会は、農業者に不公平感が出ないように交付金を交付。また、地域協議会は、水田フル活用推進のための具体的方策を決定。〕

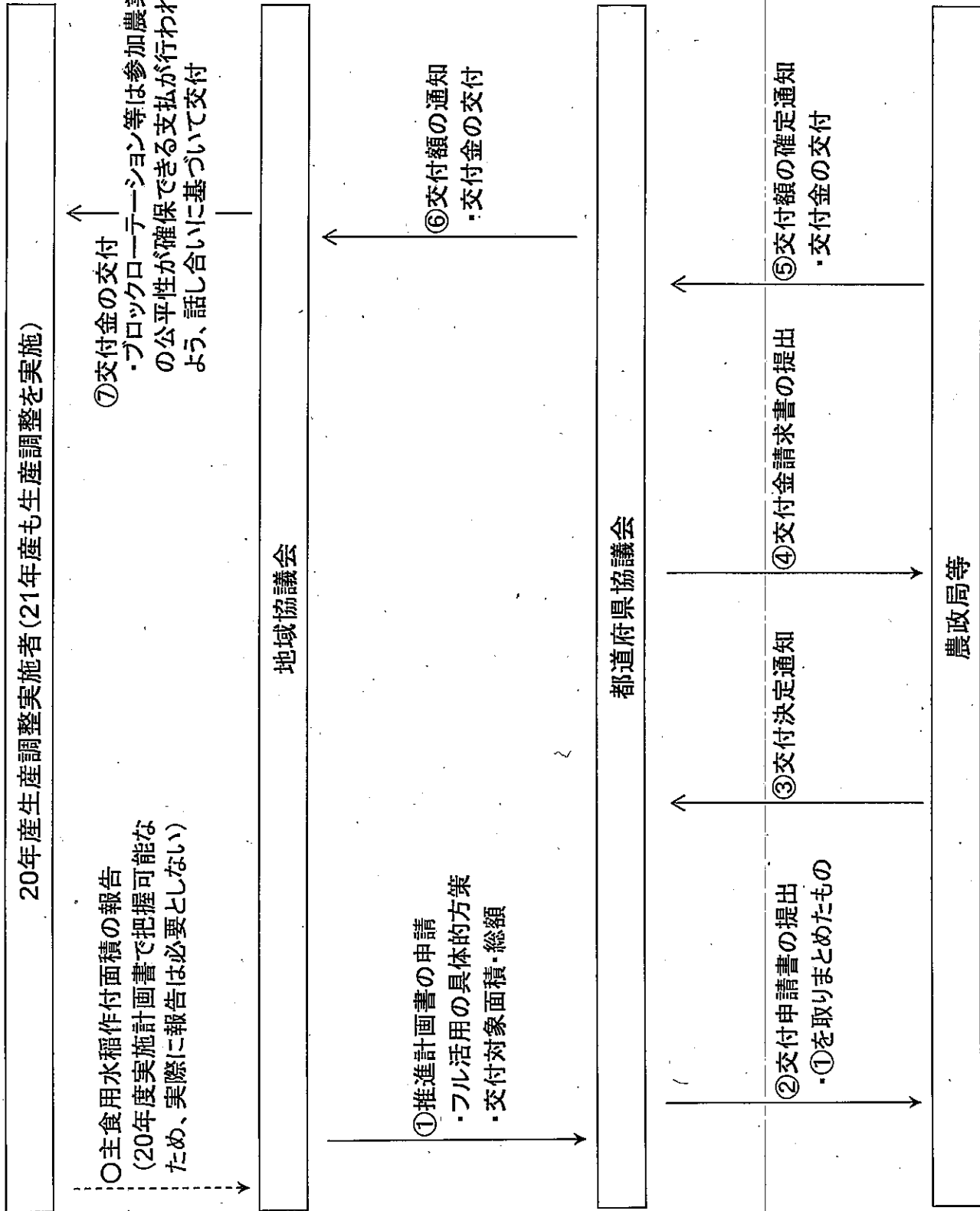
3 助成額

3千円/10a

4 平成20年度概算決定額（補正）

381億円

水田フル活用推進交付金の流れ(案)



水田フル活用推進交付金Q & A

「21年産の生産調整の実施を約束した者」の約束とは具体的にどのような手法を考えているのか。地域協議会と各農業者で誓約書を結ぶことなどを考えているのか。

(答)

地域協議会、各農業者の負担になるような誓約書等は考えていません。各農業者からの21年産の実施計画書で生産調整を約束したと判断したいと考えています。

21年度の生産調整を実施しない場合、3,000円/10aの返還を求めるのか。

(答)

結果的に21年産の生産調整の目標達成できなかった場合、返還を求めざるを得ないと考えています。

対象面積は何を基に算出するのか。各農業者から20年産の主食用水稲作付面積を報告させるのか。

(答)

各農業者から改めて20年産の主食用水稲作付面積を報告させるのではなく、20年産の実施計画書の主食用水稲作付面積を集計していただき算出していただきます。(各農業者から改めて報告させても確認の方法がありません。)

今年、ブロックローテーションの関係で、たまたま水稲の作付が少なくなった場合は、不利になってしまうのではないか。

(答)

- 1 生産調整は、ブロックローテーション等により、地域ぐるみで行われていることもあるため、農業者の公平性を確保する観点から、当該交付金は地域協議会経由で交付します。
- 2 地域協議会、生産調整実施者は、本対策が20年度の補正予算であり、今年度限りの対策であるということをしっかりと理解していただいたうえで、ブロックローテーションに参加している農業者の話し合いに基づいて、参加農業者の公平性が確保できる支払いをしていただくこととなります。

地域協議会は、水田フル活用のための具体的方策を決定することになっているが、なぜ、このような取組みが必要なのか。

(答)

- 1 地域協議会は、今後とも地域の水田フル活用の推進の中核を担ってもらう必要があることから、都道府県と協議して、水田フル活用のための具体的方策を決めてもらうことを前提としたところです。
- 2 具体的方策として、例えば、
 - ① 播種前契約・収穫前契約・直接買取方式の導入等、流通改革のための方策
 - ② 認定農業者への移行、集落営農組織の設立、作業委託等規模拡大に関する取組の導入等、構造改革のための方策を想定しており、他にも地域において独自の取組を行うことも可能です。

水田フル活用のための具体的方策を都道府県と協議とは具体的にどのように行うのか。

(答)

協議するための様式を作成しますので、その様式で協議していただきたいと考えております。